

7 福祉指一第 9 7 号

令和 7 年 5 月 7 日

各保護施設 管理者 殿

東京都福祉局指導監査部長

西坂 啓之

(公印省略)

令和 7 年度保護施設調査書の提出について (依頼)

平素より、東京都の福祉保健施策に特段の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり「保護施設調査書」を作成の上、計算書類等とともに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、本調査書等につきましては、都民等からの情報公開請求があった場合は、個人に関する情報等を除き開示することになりますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1 提出物

(1) 令和 7 年度保護施設調査書

(2) **令和 6 年度**の計算書類等

ア 貸借対照表

イ 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表

ウ 事業活動計算書及びこれに附属する事業活動内訳表

エ 財産目録

オ 附属明細書 (施設調査書 P 4 備付帳簿の附属明細書に○をつけたもの)

2 提出期限

令和 7 年 6 月 3 0 日 (月曜日)

3 作成及び提出方法

原則「指導検査事業者ポータル」によるご提出をお願いいたします。

メールに添付しております施設調査書をダウンロードし、内容を入力した後、「指導検査事業者ポータル」上で施設調査書及び計算書類等をアップロードしてください。

なお、「指導検査事業者ポータル」による提出が困難な場合は、下記問合せ先まで「メール」又は「郵送」にて提出してください。

※ 東京都福祉局ホームページ「社会福祉法人・施設調査書」（下記 URL）に掲載される「マニュアル等」を適宜参照してください。こちらに調査書様式も掲載します。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/chousasho.html>

4 調査書の記入上の注意点

- （１）調査書をよくお読みの上、記入漏れ、誤りのないように記入してください。
- （２）調査書の作成時点は、原則として、令和７年４月１日現在とします。ただし、会計経理関係は、令和６年度決算時点で記入してください。

5 問合せ先

- （１）施設調査書の内容に関すること（「メール」又は「郵送」による提出先）

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 保護施設検査担当（担当 吉永、塚、関）

〒１６３－８００１ 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 都庁第一本庁舎２６階南側

メールアドレス：S1140302@section.metro.tokyo.jp

電話：０３－５３２０－４０５４（直通）

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

午前９時から正午まで／午後１時から午後５時まで

- （２）施設調査書ファイルの作成に関すること

事業者ポータルサービスセンター

電話番号：０３－６３８７－２６２４

受付時間：午前９時から午後６時まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は除く）